

# 紅花生産と一村方地主

渡辺信夫

近世を通じて、羽州山村郡の最上川流域は三草の一つ、紅花の生産地帯として聞え、最上川の水運を賄わしたのであった。この最上紅花の研究には今田信一氏の業績「最上紅花史料」があり、従来の成果はほとんど同書に依拠している。しかし同氏も語られる如く、この紅花の研究には、新たなる視角よりする生産・流通両構造の再検討と、更に史料の開拓が要求されている。この全面的な検討は後日に期し、ここでは与えられた紙面で旧新庄領新吉田村を取り上げ、村落構造との関聯のもとに紅花生産の一分析を試みようと思う。本文稿において依拠する史料はすべて新吉田村庄屋鹿野家文書である。

## 1

紅花生産地帯としてはやゝ北に位置する新吉田村は「寛永六年己酉安五年より順ニ野開」になつた新開村である。この期の分析の必要性を認めるが、史料上、貞享元年を始めとしなければならず、又紅花生産の具体的な分析は天保期以降としなければならない。

貞享元年の「御検地名請帳」によると、村高は二五二石余、内畠高九五・三%、田高四・七%であり、畑作が圧倒的である。同帳による農民階層別構成が第1表である。この表で注目されるのは、(イ)四町八反七畝の土地所持者である庄屋(鹿野)次右衛門は屋敷所持者となつておらず、何その他の名請人は全て屋敷所持者として名請

第Ⅰ表 貞享元年土地所持者層と屋敷所持人

土地所持者層	名請人	屋敷所持人
0~1	2	2
1~3	0	0
3~5	1	1
5~7	2	2
7~10	11	11
10~15	5	5
15~20	1	1
20~30	0	0
30~40	0	0
40~50	1	1

(イ)初代庄屋与惣右衛門の代に「御役屋敷無之、(自カ)身分之家屋ニ而相勤候、外ニ庄や前御田畠無御座候」とあり、二代庄屋次右衛門の代に、「右間断、貞享元之節同人屋敷之分、御茶屋地御用ニ罷成候内ハ御物成御用捨、御茶屋守庄や相動申候」とある。このことから、彼が屋敷所持者として名請されていないのは、居屋敷はあるが庄屋なるが故に御役屋敷でなかつたからである。(ウ)この事は、他の全てが所謂本百姓として抱えられている事を意味し、(ウ)その本百姓の階層は凡そ七反~一町五反所持=経営の農民であったといえるのではないかだろうか。この村落の構成はかかる本百姓を主体としていた。元禄十一年の家族構成をみると第II表の如くである。これによると、宗門御改帳の家族と前記名請者数はほとんど一致している。そして、宗門の本百姓は隸属家族、下人を含まぬ単婚家族がほとんどである。

され、(イ)村の構成員の中心は七反~一町五反層となつてゐる。以上の三点は次の事を意味する

第II表 元禄11年新吉田村家族構成（宗門改帳にて作製）

家族数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
戸数	1	1	4	5	0	7	0	0	0	0	1	0	1	
下人							1				1		5	

十二人家族の吉兵衛は八反四畝余の所持者で、下人は譜代ではなく、他村よりの奉公人、恐らく給金取であろう。六人家族の下人も同様である。十四人家族の鹿野家は五町弱の土地所持者で、下人五人と家族労働力による手作經營であったと考えられる。下人のうち一人は家族を持たぬ譜代下人で、他は村外からの奉公人である。この鹿野家の下人は年代が下ると共に漸次減少し、天明期をもって文書から姿を消す。同帳によると、貞享期の一反以下（屋敷地）の二名は名子・水呑となっている。これは、この村落の構成員が貢租担当者の性格を持つことを意味するのである。かかる点から鹿野家の性格を考えると、それは、村落共同体内の頂点に位置し、封建領主がその支配力を貢租徴収体系を維持し、封建権力を支える性格をもっている。總じて、かかる地主は村方地主と把えて誤りなからう。かような村落構成は基本的には幕末期まで持続する。即ち、鹿野家は世襲的に庄屋を、本百姓は脱落するこ<sup>花</sup>となく本百姓として持続している。こうした村落に於ける商品（紅花）生産は如何なる様相をもって展開されたのであらうか。

紅花生産の初期にあつては、生産者は生花を自早或はサンベと呼ぶ仲買人に直接生産地に於いて売渡すか、或は生花市で売渡されるのが普通であり、この生花は加工用具を所持する問屋・商人の手に直接生産地に於いて売渡すか、或は生花市で売渡されるのが普通である。

十二人家族の吉兵衛は八反四畝余の所持者で、下人は譜代ではなく、他村よりの奉公人、恐らく給金取であろう。六人家族の下人も同様である。十四人家族の鹿野家は五町弱の土地所持者で、下人五人と家族労働力による手作經營であったと考えられる。下人のうち一人は家族を持たぬ譜代下人で、他は村外からの奉公人である。この鹿野家の下人は年代が下ると共に漸次減少し、天明期をもって文書から姿を消す。同帳によると、貞享期の一反以下（屋敷地）の二名は名子・水呑となっている。これは、この村落の構成員が貢租担当者の性格を持つことを意味するのである。かかる点から鹿野家の性格を考えると、それは、村落共同体内の頂点に位置し、封建領主がその支配力を貢租徴収体系を維持し、封建権力を支える性格をもっている。總じて、かかる地主は村方地主と把えて誤りなからう。かのような村落構成は基本的には幕末期まで持続する。即ち、鹿野家は世襲的に庄屋を、本百姓は脱落するこ<sup>花</sup>となく本百姓として持続している。こうした村落に於ける商品（紅花）生産は如何なる様相をもって展開されたのであらうか。

下で干花に加工されてから、かれらの手によって上方市場に出された。それが幕末期になると「農村内部に自家労働を中心とした、他人労働を入れた干花製造が滲透し、そこからくる胎芽的利潤の成立はその共同体内の階級分解、地主一小作関係を導き、その起点は、商品生産の生産関係にもとめられる」（安孫子麟氏「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」—経済学32—）とされるが、その当否は後日に期し、幕末期の「万覚日記帳」の分析を通じ、紅花生産構造をみるとこととする。

**生産者層と村内市場** この村にも幕末になると農民間に干花加工がみられるが、未だそこまで至っていない「生花生産者」が存在する。この階層は生花を生産し、収穫と同時に売渡すだけである。天保十五年の前記日記帳にみえるこの生産者は十二名である。一日五百匁、少ない時には二百匁位を鹿野家に売渡し、即日五百文位の小額を受取らなければならないのであった。少量の米等を受取っている者もある。彼等は、名子・小作人、水呑と下層本百姓・小作兼自作である。鹿野家との取引量は（同年）最大百貫匁前後から一貫匁に至る迄種々であるが、平均卅貫前後で金額にして三両前後である。これは大豆約六俵に値する。明治四年になると七名に減少し、平均取引量は、実数は不明であるが金額にして四両強となっている。

次に、生花生産者から上昇した「干花生産者層」が存在する。この階層は所謂中農層と把えらるべきもので、村役人層と上層の本百姓とから成っている。彼等は自己のもとに於いて生産・収穫した生花に加工をし、干花にして鹿野家に売渡すのである。購入生花の加工も考へられるが、それ程ではなかつたろう。取引量は天保十二年五名で、平均五貫四〇匁、七両強、明治四年十一名、平均十一両強と増加している。両年の紅花価格の差は散見する史料からしてほど

んどないから、天保から明治にかけて、紅花は生産者の上昇、即ち

干花加工製造が農民間に漸次拡大される方向にあったことは確かにある。この両階層の取引にみえる生産量は当時における紅花生産者の生産量に決して劣るものではないので、この取引量は生産量と考えて誤りなかろう。そして又、生産者数からいっても半ば以上であるから、他地からの仲買が入って来ていたとしても、量においても支配的なものではなかったと考えられる。従つて、この村の紅花生産者は庄屋を通じて紅花市場に参加し得たと言えよう。即ち、庄屋一村方地主のもとに一村の市場が支配されていたといえる。

鹿野家も亦、生花を生産し、購入生花とをもつて干花加工を行っている。干花生産者と異なる点は、購入生花を主とする干花加工業が圧倒的な重みとなっている事である。例えば、天保十五年の場合は、生花三貫、干花一六四貫弱となつていて、安孫子氏の指摘する農村加工業は村方地主に於いて最も重要な意味をもつてゐる。谷相村名主半田家（谷相御用留帳）の場合もかく考えられるのではなかろうか。

### 胎芽的利潤

この様な生産に伴う胎芽的利潤はいかなる様相のもと、誰の手に残されたのであらうか。階層別に、鹿野家との「差引」を通じて把えてみよう。

〔生花生産者の場合〕元治元年十二月

一金十一両三朱 岩次郎

此利三歩二朱ト六百七十六文

内二両一步ト二百九十五文 生花代残り之分

内三両三朱二百八十三文 菜種代之分

内五百文 日用之分

(中略)

メ七両二分 改かし成る。

以上によると、十一両三朱の鹿野家に対する借金が、生花代・菜種代・日用（備）によって返済されているが、まだ七両二分が残されている。又、左之助の場合をみると、同年の大豆年貢代・米年貢代メ二拾両余が、岩次郎と同じく、生花代等によつて差引かれ、残十三両余の改借金となつてゐる。ここでは、紅花生産は上からの収奪からくる窮迫經濟を一部カバーするに過ぎず、その生産高は確實に貢租として収奪されている。かかる意味に於いて、村方地主の紅花買占と干花加工業は注目されるのである。

〔干花生産者の場合〕元治元年十二月

一紅花八袋二百廿匁 庄五郎

此金九両二分二朱百廿九文

内一両六百文 先ニ渡ス

内三分八百廿四文 大豆年貢三俵

内二朱 かし

残七両一分三朱六百五十二文ニ壹朱百六十七文。

七月十九日相渡

庄五郎も左之助らと同様年貢等で差引かれているが、残金七両余の収入となつてゐる。賃金・肥料（平助一千花生産者）は鹿野家より焼酎かす三三メ一〇〇文分を購入等の生産費を考えても、干花生産者になつて始めて胎芽的利潤が現実化されてくる。

次に鹿野家の場合を明治四年にみると、生花廿九両余・干花二七両余を購入し、自己の干花売渡額九十四両を加え、売渡してゐる。手付金はその十四%の三五両となつてゐる。九十四両の大半は干花加工に伴う収益であることは明らかであり、手付金三五両を加えれば、少くとも紅花生産による実収は百両前後であったと思われ

第三表 鹿野家田畠經營

	文化12年 (文化12年田) 畠名寄帳	明治4年(万覚日記帳)一推定
大豆 (畠)	83石813 { 手作11石68 小作73石133 }	?
米 (田)	25石6斗 { 手作14石5 小作11石1 }	58石5 { 手作21石65 小作36石86 }

る。同家の文久二年の収支は三三〇両の収入増となつてゐるが、注目されるのは支出では村内農民に対する貸付と土地購入費であり、収入ではその返金と大豆代金(紅花代を含まず)である。以上、紅花生産に伴う利潤について、概略的に述べたが、その最大は村方地主のもとに握られており、それが經營の拡大・生産の増大に投下されず、土地、わけても田地の購入に投下されていることは注目される。

地主—小作関係発生の時点については触られないが、文化十二年の鹿野家「田畠名寄帳」と明治四年の「万覚日記帳」による同家の田畠經營は第三表の如くである。

文化十年の經營に於いて注目されるのは、田地手作經營が畠作により主要な位置を占めていることである。これは野開以来続けられている田地開拓が村方地主を中心とする高持上層によつてなされて來た(新田検地帳)。これと同時に前記の土地への投資が続行されていたと考えられる。明治四年

の經營に於いては小作經營が拡大されて來ている。これは手作經營の縮小によるのでなく土地集積の増大による小作地の増大であつて、手作經營は田地に限れば、むしろ拡大されている程である。こうした小作經營の拡大は地主—小作関係をより一層明らかにしてゆく。明治初年の同村の地主・小作数は次の如くである。

小作人数 四八名

内百姓一七名、水呑三名、名子一七名、不明六名。

平均立附高 米三石〇一〇二、大豆四石七三八三。

地主八名 内立附米(豆)十俵以上四名。

(村外五三名)

以上の如くである。戸数が五一戸であるから二・三名を残しほとんどが小作經營に依存している(自作兼小作も含む)。地主のほとんどが村外であるのは、地主—小作関係は田を中心として展開されたことを意味する。事実、小作地の大半は田地である。次に小作人にについて一言すれば、鹿野家を中心とした村落構成下における名子層の分出は天明期頃より漸次増加してくるのであるが、分家の形態において行われ、その多くは主家への労働提供か、或は小作農として存在し、それ以上の上昇は望めなかつた。元治元年の鹿野家の労働力の性格をみると、その多くは季節的な下人・下女・日傭人・小作人である。花時の十六人は前出の岩次郎を始め生花生産者が多い。稻刈の三八人は新分家の儀七・伯父・季節的に雇傭している下人等のほか、小作人(名子)が少数雇われている。彼等は賃銀雇傭であるが、近代的労働力には程遠いものがある。

以上、紅花生産についてざくざく書的に鹿野家を中心に分析したが、一村方地主によつて強固に支配され、村内市場は封建的取扱体系と一致するものであった。従つて、生産に伴う利潤も村内の上層農、わけても買占める村方地主に集中し、それが紅花生産の拡大のために投下されていた。幕末・明治期にみられる地主—小作関係も正常な商品生産を起点とするものではなかつた。この生産の主体となつてゐる村方地主における労働力は隸属性の強いものであつた。